

草津市住民投票条例検討委員会設置要綱

（設置）

第1条 草津市における住民投票条例（草津市自治体基本条例（平成23年草津市条例第11号）第28条第4項の規定に基づき住民投票に関して必要な事項を定める条例をいう。）の策定に当たり、有識者、市民等からの様々な意見および考えを反映させるため、草津市住民投票条例検討委員会（以下「検討委員会」という。）を設置する。

（所掌事務）

第2条 検討委員会は、住民投票条例に盛り込むべき事項について検討し、提言を行う。

（組織構成等）

第3条 検討委員会は、7人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、または任命する。

- (1) 学識経験者
- (2) 一般公募により募集した者
- (3) その他市長が必要と認める者

3 委員の任期は、委嘱の日から前条に規定する提言を市長に提出する日までとする。

（委員長）

第4条 検討委員会に委員長および副委員長を置く。

- 2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 3 委員長は、委員の互選によって定める。
- 4 副委員長は、委員長があらかじめ指名する者とする。

（会議）

第5条 検討委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集する。

- 2 検討委員会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは委員長の決するところによる。
- 4 委員長は、会議の円滑な運営を図るため、必要に応じて関係者の出席、助言および指導を求めることができる。
- 5 委員長に事故あるとき、または委員長が不在のときは、副委員長が委員長の職務を行う。
- 6 委員長および副委員長ともに事故あるとき、または不在のときは、あらかじめ指名された委員が、委員長の職務を行う。

（事務局）

第6条 検討委員会の庶務は、総合政策部企画調整課において処理する。

（委任）

第7条 この要綱に定めるもののほか、検討委員会の運営に関し必要な事項は、事務局が定める。

付 則

この要綱は、平成23年12月1日から施行する。